

海技士（機関）試験に必要な乗船履歴

試験の種別	乗 船 履 歴			
	船 舶	期 間	資 格	職 務
六級海技士(機関)試験 又は内燃機関六級海技士(機関)試験	総トン数 5 トン以上の船舶	2 年以上		機関の運転
五級海技士(機関)試験 又は内燃機関五級海技士(機関)試験	総トン数 10 トン以上の船舶	3 年以上		機関の運転
	総トン数 20 トン以上の船舶	1 年以上	六級海技士(機関)	機関長又は機関士
四級海技士(機関)試験 又は内燃機関四級海技士(機関)試験	出力 750kw 以上の推進機関を有する平水区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 トン以上の漁船	3 年以上		機関の運転
		1 年以上	五級海技士(機関)	機関長又は機関士
機関当直 三級海技士(機関)試験	出力 3000kw 以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	3 年以上		機関の運転
	出力 1500kw 以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 トン以上乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	1 年 6 月以上	四級海技士(機関)	機関士(一等機関士を除く)
	出力 750kw 以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶、出力 750kw 以上の推進機関を有する丙区域内において従業する漁船又は総トン数 20 トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	1 年以上	四級海技士(機関)	機関長又は一等機関士
三級海技士(機関)試験 又は内燃機関三級海技士(機関)試験	出力 3000kw 以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	3 年以上		機関の運転
	出力 1500kw 以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数 20 トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	2 年以上	四級海技士(機関)	機関士(一等機関士を除く)
	出力 750kw 以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数 20 トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶、出力 750kw 以上の推進機関を有する丙区域内において従業する漁船又は総トン数 20 トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	1 年以上	四級海技士(機関)	機関長又は一等機関士
	第 1 種近代化船、第 2 種近代化船又は第 3 種近代化船	6 月以上	機関当直 三級海技士(機関)	運航士
二級海技士(機関)試験 又は内燃機関二級海技士(機関)試験	出力 3000kw 以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、出力 1000kw 以上の推進機関を有する近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は出力 1500kw 以上の推進機関を有する乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	1 年以上	三級海技士(機関)	船舶職員
	出力 750kw 以上 1500kw 未満の推進機関を有する近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は出力 750kw 以上 1500kw 未満の推進機関を有する乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	2 年以上	三級海技士(機関)	機関長又は機関士
一級海技士(機関)試験	出力 6000kw 以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、出力 3000kw 以上の推進機関を有する近海区域を航行区域とする船舶、出力 1500kw 以上の推進機関を有する遠洋区域を航行区域とする船舶、出力 3000kw 以上の推進機関を有する乙区域内において従業する漁船又は出力 1500kw 以上の推進機関を有する甲区域内において従業する漁船	2 年以上	二級海技士(機関)	船舶職員(機関長又は一等機関士を除く)
	出力 750kw 以上 3000kw 未満の推進機関を有する近海区域を航行区域とする船舶であって海難救助の用に供するもの又は出力 750kw 以上 1500kw 未満の推進機関を有する遠洋区域を航行区域とする船舶であって海難救助の用に供するもの	1 年以上	二級海技士(機関)	機関長又は一等機関士
		4 年以上	二級海技士(機関)	機関士(一等機関士を除く)
		2 年以上	二級海技士(機関)	機関長又は一等機関士

※備考 1. 船舶職員とは、機関長、機関士及び運航士(運航士(二号職務)を除く)をいう。

2. 海難救助の用に供する船舶とは、海難救助船及びこれに準ずる船舶であって国土交通大臣が指定する者をいう。